

農 村 の 振 興

ー令和2年度食料・農業・農村白書からー

政府は、令和3年5月25日に「令和2年度食料・農業・農村白書」を閣議決定し、公表した。そのうちから、「第3章 農村の振興」の部分を紹介する。

なお、白書の構成は次のようになっている。

はじめに

トピックス 1 農林水産物・食品の輸出の新たな戦略

トピックス 2 みどりの食料システム戦略

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

トピックス 3 令和元（2019）年度スマート農業実証プロジェクト

トピックス 4 農業・食関連産業でのデジタル変革の推進

トピックス 5 鳥インフルエンザ、豚熱への対応

トピックス 6 植物新品種の海外流出対策

トピックス 7 フードテックの現状

特集 新型コロナウイルス感染症による影響と対応

第1章 食料の安定供給の確保

第2章 農業の持続的な発展

第3章 農村の振興

第4章 災害からの復旧・復興や防災・減災、国土強靱化等

第3章 農村の振興

第1節 田園回帰の動向

中山間地域を始めとする農村では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて振興している一方で、近年、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しており、農村の持つ価値や魅力が再評価されています。

本節では、農村の現状と田園回帰の動向について紹介します。

(農村では少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行)

国土の大宗を占める農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業・林業など様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもあり、さらには国土の保全や水源の涵養など多面的機能が発揮される場であることから、農村の振興を図ることが重要です。

一方、農村において、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行しており、農村の高齢化率は特に平成27(2015)年時点で31.0%であり、都市部よりも20年程度先行しています。

また、人口減少は、都市的地域から山間農業地域になるほど顕著となり、特に山間農業地域において、令和27(2045)年には平成27(2015)年と比較すると、人口は5割以上減少すると見込まれています。これにより、集落機能の維持が困難な地域が増加し、生活インフラも維持できなくなるおそれがあります。

(田園回帰が全国的拡大傾向)

近年、三大都市圏からの転入数が転出者数を上回る市町村が全国的に見られるようになっており、このような田園回帰の動きは全国的に広がってきています。平成24(2012)年から令和元(2019)年までの8年間で、三大都市圏から転入超過となった年が1回以上あった市町村は、三大都市圏以外の全36道県のうち35道県の579市町村となっています。

また、4回以上あった市町村は36道県のうち31道県の132市町村となっています。

(コラム) 人口移動と所得格差の変遷

第二次世界大戦後、我が国で三大都市圏の人口が転出超過となった時期は、これまで2回あります。最初の転出超過期は昭和48(1973)年の第1次石油危機に端を発した景気低迷期の昭和51(1976)年で、2回目の転出超過期は平成3(1991)年のバブル経済崩壊後の平成5(1993)～7(1995)年となっています。

三大都市圏の転入超過数と1人当たり県民所得の三大都市圏と地方圏の格差を見ると、昭和30(1955)年から平成29(2017)年に至るまで連動していることが分かります。

三大都市圏の転出超過の要因について、最初の転出超過期である昭和55(1980)年度の農業白書では、経済基調の変化により大都市における雇用環境が悪化したことと「成長よりゆとりと生きがいを求める方向に国民の価値観が移っていること」と分析しています。当時の世論調査によると、住んでみたいまちのイメージとして、「水やみどりが美しいなど自然の多いまち」を求める回答が57.3%を占めています。また、2回目の転出超過期においても、バブル崩壊前後の調査を比較すると、今後の生活において重視することとして、心の豊かさやゆとりのある生活と回答した割合が伸びており、こうした価値観の変化が人口の移動と関係あるものと考えられます。

第2節 地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営等の推進

農村、特に中山間地域では、米、野菜、果樹作等のほか、畜産、林業にも取り組む複合経営を進め、所得と雇要機会を確保する必要があります。一方で、都市農業は、農業体験等において重要な役割を担っています。本節では、地域の特性を活かした多様な農業経営等の取組について紹介します。

(1) 中山間地域の農業の振興

(中山間地域の総農家数、農地面積、農業産出額は全国の約4割)

中山間地域は、総農家数、農地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観の形成・保全といった多面的機能の発揮の面で重要な役割を担っています。

(我が国の果実の4割以上、畜産の5割以上は中山間地域で生産)

農業産出額に占める中山間地域の割合を品目別にみると、平成27(2015)年は米や穀物・麦類の割合が2～3割程度の一方、果実では4割以上、畜産では5割以上を占め全品目の平均値である約4割より高くなっています。これは、果樹や畜産は地形上の制約が比較的小さいためであると考えられます。

(中山間地域の1農業経営体当たりの農業所得は全国平均の8割程度で推移)

1 農業経営体当たりの農業所得を農業地域類型別に比較すると、中山間地域の農業所得はおおむね全国平均の8割程度で推移しており、令和元(2019)年では134万円となっています。中山間地域では、平地農業地域と比較して経営耕地面積が小さく、農業粗収益が低いことが原因の一つとして考えられます。

(中山間地域等の特性を活かした複合経営の全国的な展開を推進)

中山間地域等を今後も安定的に維持していくためには、小規模農家を始めとした多様な経営体が、それぞれにふさわしい農業経営を実現する必要があります。

このため、農林水産省は、令和3(2021)年3月、地域特性を活かした農業、畜産、林業も含めた多様な経営の組合せにより所得を確保する複合経営モデルを提示しました。このモデルでは、近年、市場性があると考えられる新たな作物や最新の技術も加味しながら、新規就農者等の地域内外の新たな人材が取り組み得る「入門段階」の小規模経営(農業所得200万円程度)と、家族で暮らせる「複合経営のモデル」(農業所得400万円程度)を一體的に示すとともに、各モデルによる多様なライフスタイルを実現するための考え方を示しました。

今後、中山間地域における小規模農家を始めとした多様な経営体の所得確保や新たな人材の裾野の拡大に向け、優良事例の全国的な展開を推進していくこととしています。

(2) 多様な機能を有する都市農業の推進

(省略)

第3節 農泊、農福連携、再生可能エネルギー等の農村発イノベーションの推進

農村の地域資源を他分野と組み合わせ新たな価値を創出する取組「農村発イノベーション」が進みつつあり、地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムを提供する農泊や障害者による農業分野での活躍を通じて社会参画を実現する農福連携、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用等の動きが広がっています。

本節では、このような地域資源を活用した農村の所得、雇用機会を確保するための様々な取組について紹介します。

(1) 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

(農村発イノベーションを推進)

所得と雇用機会を確保し、農村に人を呼び込むため、活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる「農村発イノベーション」を実現し、新たなビジネス展開を促進することが必要です。このため、農林水産省は、令和2(2020)年5月から「新しい農村政策の在り方に関する検討会」を立ち上げ、農村発イノベーションの推進を通じた所得確保手段の多角化について検討を行っており、令和3(2021)年6月ま

でに取りまとめることとしています。

検討会での議論を踏まえ、ポストコロナ時代を見据えて、農村で農業経営と農村発イノベーションに取り組む世帯や事業体を育成するのに不可欠な資金、情報等の支援を今後も充実させていくこととしています。

なお、令和元(2019)年度からの取組として、農山漁村で活動する起業者等が情報交換を通じてビジネスプランを磨き上げることができるプラットフォーム(INACOME)の運営を実施しており、農村発イノベーションの取組を支援しています。

(山村地域の特性を活かした産業の育成による雇用と所得の増大)

農林水産省は、平成27(2015)年度から、振興山村の山菜やくり、ゆず、木工品等の特色ある地域資源を活かした新商品の開発や販路開拓等を支援し、地域の雇用と所得の増大を図っています。令和2(2020)年度は90地区で支援を行いました

(事例) 特用作物・紫草を活用し、化粧品を開発、販売(滋賀県)

振興山村に指定されている滋賀県東近江市奥永源寺地区では、古くから染料、生薬として用いられており、市の花にも選定されている絶滅危惧種「紫草」の根「紫根」を活用した山村の活性化に取り組んでいます。

地域資源の活用に向けた取組として、紫草の栽培に適した風土や耕作放棄地の再生に着目し、平成27(2015)年度から山村活性化支援交付金事業により、耕作放棄地を利用して無農薬・有機栽培にこだわった紫草の栽培に取り組みました。さらに、栽培した紫草の商品化に取り組み、100%植物性由来の化粧品である、紫根を主原料としたオーガニックシコンコスメ「MURASAKI no ORGANIC」を開発しました。

平成29(2017)年には、同市の地域おこし協力隊が中心となって地元住民や市民から出資金を募り、「株式会社みんなの奥永源寺」を設立し、平成31(2019)年2月に東京ビッグサイトで開催された「山の恵みマッチング商談会」でミニブースを出展するなど、シコンコスメの販路拡大に取り組んだ結果、無農薬・有機栽培等の商品特性が評価され、バイヤーとの商談が成立しました。

シコンコスメの出荷量は2万本を超え、販売額は山の恵みマッチング商談会の前と比べ、令和2(2020)年9月時点で約10倍に増加しました。

(2) 農泊の推進

(ビジネスとして実施できる体制を持った農泊地域)

農泊は、農山漁村において農家民宿や古民家等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のことです。

農林水産省は、令和2(2020)年度末時点で、全国554地域を農泊推進対策地域として採択し、宿泊、食事、体験に関するコンテンツ開発等、農泊をビジネスとして実施できる体制構築等の取組を支援しています。

(農泊の体制整備は進みつつあるものの、一層の環境整備が必要)

農林水産省は、平成29(2017)年度から、宿泊、食事、農林漁業体験等のプログラム(以

下「体験プログラム」という。)を提供する、地域の多様な関係者を構成員とする協議会や、農泊実施の中心となる役割を担う法人の設立等の体制整備を進めています。

その結果、令和元(2019)年度までに採択された515地域では、平成29(2017)年度末では約4,700件だった体験プログラム数が、令和元(2019)年度末時点で、約8,200件に増加しました。また、延べ宿泊者数は平成29(2017)年度の約503万人から約589万人へと増加し、そのうち、訪日外国人旅行者の延べ宿泊者数は約38万人に増加しました。

農泊地域における利用者ニーズに更にもっときめ細かく対応するため、農泊地域に対して、ジビエ料理等の食事メニューや農業、文化、自然等を体験するプログラムの開発、古民家等を活用した宿泊施設等の整備を支援するほか、訪日外国人旅行者の受入れに向けた環境整備のため、無線LANの整備や外国語Webサイト等の多言語対応等の支援を引き続き行っています。

(事例) 地域資源を活用した農泊の取組(北海道)

北海道余市町は札幌市から日帰り圏にあり、平成27(2015)年に北海道版構造改革・地域再生特区に認定されたことをきっかけに、農家民宿事業への取組を本格的に開始しました。

余市町は、北海道における果樹の主要生産地であるとともに、ウイスキーやワイン産業も盛んであり、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の景観や遺跡等も豊富であるなど宿泊事業に取り組み好条件を備えています。

農家民宿事業では、消費者がリング農家による民宿に宿泊し、果樹栽培の歴史を学ぶことができるとともに、スノーシューを使つての果樹園散策等を行うことができるほか、北海道産の木材や古材を使った一棟貸の宿泊施設で地元住民との交流を楽しむことができるなど、個性豊かな宿泊プランを販売しています。また、農業も題材に盛り込んだ忍者エンターテイナー「嵐嶺」と手裏剣や忍者刀を使った体験は、訪日外国人旅行者に人気のコンテンツです。

一般社団法人余市観光協会では、町内の宿泊施設の予約状況をオンラインで一元的に管理するなど、効率的に事業に取り組んでいます。

(「SAVOR JAPAN」認定地域に4地域を追加)

農林水産省は、平成28(2016)年度から地域の食文化や農林水産業を核に訪日外国人旅行者を中心とした観光客を誘致する重点地域を「農泊食文化海外発信地域(SAVOR JAPAN)」に認定する取組を行っています。令和2(2020)年度に認定された地域は、前年度から4地域増え、全国で31地域となりました。

農林水産省では、認定地域を対象に、専門家の派遣による地域の食・食文化体験のコンテンツ造成と磨き上げを行うとともにオールジャパンでのブランド化と一元的な情報発信を行い、訪日外国人の誘客の強化に取り組んでいます。

(3) 農福連携の推進

(農福連携により収益が向上)

障害者の農業分野での雇用・就労を推進する農福連携は、農業、福祉両分野にとって利点があるものとして各地で取組が進んでいます。

一般社団法人日本基金^{にっぽんききん}の調査によれば、農福連携の取組について、農地面積ベースで見ると平成27(2015)年から平成30(2018)年までの3年間で25%増加しています。また、農福連携に取り組んだ農業者の78%が、平成25(2013)年と比較し、平成30(2018)年には年間売上額が増加したと回答しています。障害者を受け入れた農業者の83%が収益性向上に「効果がある」と回答しており、農福連携に取り組む多くの農業者が農業分野へのメリットを実感しています。

(多様な関係者による国民的運動を展開するとともに専門人材を育成)

令和元(2019)年6月に政府の農福連携等推進会議にて決定した農福連携等推進ビジョンに基づき、令和2(2020)年3月、農林水産省は、関係省、関係団体等と共に、農福連携等応援コンソーシアムを設立しました。本コンソーシアムでは、農福連携に関する優良事例の表彰と全国的な展開、普及啓発のためのイベントの開催、連携・交流の促進、情報提供等を行うこととしています。その取組の一環として、令和3(2021)年3月、農福連携に取り組む団体、企業、個人等の優良事例16団体を「ノウフク・アワード」として表彰しました。

また、農業者、障害者、障害者就労施設の指導員の間立ち、障害者の農業分野での定着を支援する専門人材を育成するため、農林水産省は、令和2(2020)年度には、障害特性に対応した農作業の流れ・農作業法や農作業における作業の細分化、割当ての方法等を学ぶ育成研修を農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施しました。

(事例) 農業と福祉で地域を活性化(北海道)

北海道月形町^{つきがたちよつ}の社会福祉法人雪の聖母園^{ゆきせいぼえん}(以下、「雪の聖母園」という。)は、昭和39(1964)年、障害のある子供の入所施設として開設し、敷地内で自分たちの食料とするために農産物を生産、平成7(1995)年に成人の施設へ移行するとともに、徐々に生産量の拡大を行いながら、販売への道筋を模索してきました。

平成18(2006)年からは、町内の農業者と連携し、都市部への出荷を開始しました。また、平成25(2013)年から、離農した町内の農業者を農福連携の専属支援員として雇用し、収量の増加に向けて、障害者へ作業手順の説明等を行っています。

現在は、雪の聖母園が所有する1haの農地で10名程度の障害者がジャガイモ、大根、カボチャ、ミニトマト等の生産に取り組み、播種、施肥、除草、収穫、出荷準備等のほぼ全ての工程を、障害者の得意不得意に応じて役割分担を決め、作業を行っています。

農産物の月平均の売上高は、平成25(2013)年は17万円でしたが、農福連携の取組を進めるにつれ年々増加し、令和2(2020)年では25万円となりました。この結果、障害者の月平均の工賃は平成25(2013)年度の約4千円から令和元(2019)年度には約1万3千円に増加しました。

また、地域や近郊で催事が開かれる際には、障害者自ら農産物を販売しており、顧客の反応を感じ取ることにより、作業へのモチベーションにつながっています。

(4) 再生可能エネルギーの活用

(再生可能エネルギー発電の割合は 18%に上昇)

長期エネルギー需給見通しにおいては、総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を令和12(2030)年度に22~24%にする見通しが示されています。令和元(2019)年度の再生可能エネルギーの割合は18.1%となり、その内訳は、水力発電が796億 kWh、太陽光発電が690億 kWh、バイオマス発電が261億 kWh、風力・地熱発電が105億 kWh となっています。特に太陽光が占める割合は平成23(2011)年度は発電全体の0.4%でしたが、令和元(2019)年度では6.7%へ大きく増加しました。

(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した市町村は68に増加)

再生可能エネルギーの導入に当たっては、農山漁村が持つ食料供給機能や国土保全機能の発揮に支障を来さないよう、農林地等の利用調整を適切に行い、地域の農林漁業の健全な発展や地域の活性化につながる取組とする必要があります。

こうしたことから、農林水産省では、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者が主体となって協議会を設立し、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組を促進するとともに、営農を適切に継続しながら上部で太陽光発電を行う営農型太陽光発電を推進しており、令和2(2020)年度には、このうち営農型太陽光発電について、荒廃農地を再生利用する場合の要件緩和を講ずることとしたところです。

令和元(2019)年度末時点で、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成し、再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村は、前年度に比べ7市町増加の68市町村となりました。

(農業水利施設等を活用した発電により農業者の負担軽減を推進)

農業用ダムや水路を活用した小水力発電施設、農業水利施設の敷地等を活用した太陽光発電施設及び風力発電施設については、昭和58(1983)年度から農業農村整備事業等により、国、地方公共団体、土地改良区が実施主体となって整備を進めています。令和元(2019)年度末時点で、小水力発電施設は147施設、太陽光発電施設は124施設、風力発電施設は4施設を整備しました。これらの発電により得られた電気を自らの農業水利施設等で利用することで、施設の運転に要する電気代が節約でき、農業者の負担軽減にもつながっています。

(営農型太陽光発電の導入が進展)

農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の取組は年々増加しています。平成30(2018)年度の営農型太陽光発電の取組面積は前年度と比べて147ha増の560haとなり、設備を設置するための農地転用許可件数(累計)は前年度と比べて481件増の1,992件となりました。

(農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取組を行っている地区の経済規模は増加)

令和元(2019)年7月に見直した、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針では、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行っている地区の経済規模を令和5(2023)年度に600億円とする目標を設定しています。令和元(2019)年度末時点の経済規模は、前年度と比べて75億円増の372億円となっています。

(バイオマス産業都市を新たに選定)

農山漁村における再生可能エネルギーの導入の拡大を図り、地域に存在するバイオマスを有効活用していくため、関係府省では、バイオマス産業都市の構築を推進しています。バイオマス産業都市では、原料生産から収集・運搬、製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とする環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指しています。

令和 2(2020)年度に北海道湧別町^{ゆうべつちよう}、秋田県大潟村^{おおがたむら}、三重県多気町^{たきちよう}、南伊勢町^{みなみいせちよう}の4町村を選定し、バイオガスプラントの整備、稲わら・籾殻の有効活用、食品廃棄物や生活排水汚泥を主原料としたメタン発酵によるエネルギー利用等、地域の特色を活かしたバイオマスの有効利用を推進しています。

このほか、畜産経営の規模拡大の進展に伴い、増大する家畜排せつ物の利用の高度化を進めるため、令和元(2019)年度補正予算において、7地区で自家消費を含めたエネルギー地産地消型のバイオガスプラントの導入を進めているほか、副産物の消化液の利用を推進しています。

第4節 中山間地域をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

中山間地域を始めとする農村は、多様な地域住民が生活する場ですが、人口減少や少子高齢化が都市に先駆けて進行しています。このような中で農村を維持し、次の世代に継承していくためには、地域コミュニティの維持を目的とする「小さな拠点」の形成や多面的機能の発揮を促進するための日本型直接支払等により、農村に人が安心して住み続けるための条件が整備されることが必要です。

本節では、これらの取組に係る動向について紹介します。

(1) 地域コミュニティ機能の維持や強化

ア 地域コミュニティ機能の形成のための場と世代を超えた人々による地域のビジョンづくり

(地域の将来像についての話し合い等を促進)

農林水産省は地域コミュニティの形成や交流のための場づくりを推進するため、平成12(2000)年度から中山間地域等直接支払制度の活用により、地域コミュニティによる農用地や集落の将来像の明確化、農地、水路等の機能の維持・増進を図る共同活動等を支援しています。

また、これに加えて、地域住民がいきいきと暮らしていける環境の創出を行うため、地域住民団体等からなる地域協議会に対して、ワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定や地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等を支援しています。平成27(2015)年度から支援を開始し、これまで全国で164地区の地域協議会が様々な活動に取り組んでおり、令和2(2020)年度は、全国で98地区の活動計画を支援しました。

イ 「小さな拠点」の形成の推進

(「小さな拠点」の形成数が増加)

地域住民が地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、行政施設

や学校、郵便局等の各種生活支援機能を集約し、地域コミュニティを維持する「小さな拠点」づくりの取組が平成23(2011)年から行われており、令和2(2020)年5月末時点で、全国で1,267か所の「小さな拠点」が形成されています。

関係府省庁が連携し、遊休施設の再編・集約に係る改修や、廃校施設の活用等に取り組む中、農林水産省は、農産物加工・販売施設や地域間交流拠点等のほか、「小さな拠点」間や「小さな拠点」と周辺集落の間を結ぶ農道を始めとしたインフラの整備を行っています。

(コラム) 中山間地域では集落機能が低下傾向

集落は、資源管理機能(水田や山林等の地域資源の維持保全に係る集落機能)、生産補完機能(農林水産業等の生産に際しての草刈り、道普請等の相互扶助機能)、生活扶助機能(冠婚葬祭等日常生活における相互扶助機能)を有していますが、中山間地域ではこれらの集落機能の低下傾向が見られます。

総務省、国土交通省の条件不利地域を対象とした調査によると、平成22(2010)年から令和元(2019)年にかけて、集落機能の維持状況について「機能低下」又は「維持困難」と回答した割合は、中間農業地域では6.3ポイント増加し19.5%、山間農業地域では7.9ポイント増加し37.6%となっています。

(2) 多面的機能の発揮の促進

(多面的機能支払制度を着実に推進)

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を目的として、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、平成26(2014)年度から日本型直接支払制度が実施されています。

この日本型直接支払制度のうち、多面的機能支払制度は、農地維持支払と資源向上支払の二つから構成されています。農地維持支払は、地域共同で行う農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の基礎的な保全活動等を対象としています。また、資源向上支払は、水路や農道等の軽微な補修等の地域資源の質的向上を図る共同活動等を対象としています。

農地維持支払については、令和元(2019)年度の取組面積が、農用地面積の55%にあたる227万haとなっています。また、活動組織のうち947の組織が広域活動組織として活動しており、前年度と比較すると48組織増加しています。

資源向上支払のうち地域資源の質的向上を図る共同活動については、令和元(2019)年度の取組面積が、農用地面積の48%にあたる201万haとなっています。また、資源向上支払のうち施設の長寿命化のための活動は、令和元(2019)年度の取組面積が、農用地面積の18%である74万haとなっています。

令和2(2020)年度からは、甚大な自然災害時に対象組織間で交付金を融通できるよう制度の見直しが行われました。例えば、異常気象時に災害復旧費が不足し自己負担をせざるを得ない場合に、同交付金を受ける他の活動組織の余剰金を災害復旧費に充当することができるようになり、早期の営農再開が可能となりました。また、資源向上支払の対象である多面的機能の増進を図る活動として、従来の医療・福祉との連携に加えて、

やすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動も対象となったほか、防災・減災力の強化として災害時における応急体制の整備も対象となりました。

(事例) 多面的機能支払制度を活用した生態系保全等の取組(大分県)

大分県宇佐市岩崎地区は、平成24(2012)年6月に多面的機能支払制度を活用して、「岩崎農地水環境保全組合」を設立しました。

同組合では、農村の混住化が進む中、非農業者等の参加者のアイデアを活用し、生態系保全活動や学校教育との連携等の様々な活動が行われています。

例えば、集落の外縁にある河川からの取水施設周辺に繁茂した特定外来生物のオオソサモについて、同組合が重機による大掛かりな駆除を行うことで、それ以降は日常的な管理作業の一環として手作業で容易に駆除することができるようになり、維持管理の負担の軽減にもつながるとともに、在来生物の保全が図られました。

また、個々の農家が行うには負担が大きいため断念されていた子供の農業体験についても、同組合員が協力して、地元の小学校や地域の子供会で実施するなど、地域コミュニティの強化等の活性化にもつながっています。

(中山間地域等直接支払制度第5期対策により支援を強化)

中山間地域等直接支払制度は、平地に比べ自然的・経済的・社会的に不利な営農条件下にある中山間地域等での農業生産活動を継続することを目的として平成12(2000)年度に始まり、現在は日本型直接支払制度の一つとして実施されています。令和元(2019)年度の交付面積は、前年度からほぼ横ばいの66万5千haであり、対象農用地目面積に対する交付面積の割合は84%となっています。

本制度は、施策の評価を第三者委員会において実施しつつ5年ごとに対策の見直しが行われており、令和2(2020)年度からは第5期対策が始まっています。第5期対策では、交付金の返還措置が見直されるとともに、農用地や集落の将来像の明確化を図る集落戦略の作成や集落の地域運営機能の強化、棚田の保全や地域の振興を図る活動等、将来に向けた前向きな取組への支援が強化されています。

(事例) 中山間地域等直接支払制度を活用した6次産業化の実現(岡山県)

岡山県美咲町境集落は過疎地域及び特定農山村地域に指定されており、近隣に棚田百選にも選出された「大井和西の棚田」や「北庄の棚田」のある棚田地域です。高齢化や人口減少による地域活力の低下への対策として、平成12(2000)年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、赤そば「高嶺ルビー」の栽培を行っています。

平成15(2003)年には、中山間地域等直接支払交付金等を活用して棚田のそば屋「紅そば亭」を開設し、地区内で生産されたそばやそば加工品、野菜等を販売しています。

また、中山間地域等直接支払交付金等により汎用型コンバインを生産組合法人に導入し、法人への農地の集積を進めてきました。法人が集積した農地面積は平成2

3 (2011)年の1 h aから令和元(2019)年には1 0 h aに増加しており、生産拡大と耕作放棄地の発生の防止につながっています

(環境保全型農業直接支払制度第2期対策では対象となる取組を拡大)

環境保全型農業直接支払制度は、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の支援を目的として平成23(2011)年度に始まり、現在は日本型直接支払制度の一つとして実施されています。

支援の対象となる取組には、カバークロープ(緑肥)の作付けや堆肥の施用、有機農業等の全国共通取組と、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して取り組むことができる地域特認取組があります。令和元(2019)年度の実施面積は、前年度からほぼ横ばいの8万h aで、実施市町村数は全市町村の52%にあたる887市町村となっています。

令和2(2020)年度からは第2期対策が始まり、多くの農業者が取組を実施できるよう、全国共通取組にリビングマルチや長期中干等の五つの取組が追加されました。また、地域特認取組の運用も見直され、地球温暖化防止や生物多様性保全以外に、水質保全等の効果がある取組も支援対象にすることができるようになるなど、都道府県の裁量が拡大しました。

(3) 生活インフラ等の確保

(農地付き空き家等の契約数が増加)

農村への移住希望者にとって、住宅の確保は、収入の確保とともに重要な課題です。

国土交通省は、一部の地方公共団体が行う、空き家等の情報サイトを一元化したWebサイトを平成30(2018)年に開設し、「全国版空き家・空き地バンク」として運営しています。

同Webサイトに登録されている物件数は増加しており、令和2(2020)年10月末時点で1万1,048件となっています。このうち495件が農地付き空き家となっています。また、同Webサイト開設以降、契約件数も増加しており、同年10月末時点で630件の農地付き空き家を含む約6千件が契約されています。

第5節 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進

野生鳥獣による農作物被害は営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因になることから農山村に深刻な影響を及ぼしています。このため、鳥獣被害対策を全国で進めるとともに、捕獲した有害鳥獣をジビエとして利活用するなど農山村における所得向上、雇用創出に向けた取組が行われています。本節では、鳥獣被害の状況とマイナスの存在であった有害鳥獣をプラスの存在に変えていく取組の現状について紹介します。

(1) 鳥獣被害対策等の推進

(野生鳥獣による農作物被害額は158億円)

令和元(2019)年度の野生鳥獣による農作物被害額は158億円で、多いものから、シカ、イノシシ、鳥類、サルによるものとなっています。野生鳥獣による農作物被害は営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因にもなることから、数字として表れる

以上に農山村に深刻な影響を及ぼしています。

(鳥獣被害対策を強化)

捕獲等の対策に携わる人材の不足や野生鳥獣の生息域の拡大等によって依然として農山村に深刻な影響を及ぼしている鳥獣被害に対応するため、野生鳥獣の保護・管理や狩猟の適正化を推進する環境省等の関係府省庁が連携し、戦略的に各種対策を組み合わせることにより鳥獣被害対策を強化しています。

野生鳥獣による被害防止のため、鳥獣被害防止特措法に基づき、令和2(2020)年4月末時点で1,502市町村が鳥獣被害防止計画を策定しています。そのうち1,218市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置しており、各市町村において様々な対策が行われています。

これらの取組の結果、平成22(2010)年度と令和元(2019)年度の都道府県別の野生鳥獣による農作物被害額を比較すると、捕獲活動の推進、侵入防止柵の設置、集落の環境管理による被害防止対策の推進により、多くの地域で減少しています。

一方で、東北地方の一部県等では、地球温暖化がもたらす環境変化等の影響によるシカ・イノシシの生息域の拡大や生息密度の高まり等により、被害額が増加している県もあります。

更なる鳥獣被害防止のため、農林水産省は、地域ぐるみで行う捕獲活動や侵入防止柵の設置、里山や森林における緩衝帯づくり等の環境管理を支援をしています。また、令和5(2023)年度までに平成23(2011)年度比でシカ、イノシシの生息頭数を半減させるという国全体での目標の達成に向けて、令和2(2020)年度は環境省とともに都道府県にできる限り高い捕獲頭数の目標を設定するよう働きかけを行いました。これらの目標が達成されるよう、秋以降の狩猟期間における広域での集中的な捕獲を行う「集中捕獲キャンペーン」を全国で展開するなど、関係府省庁等と連携しながら、捕獲の強化を推進しました。

このほか、ICTやドローン技術等を活用した効率的なスマート捕獲の技術の普及のため、ドローンを活用した捕獲わなの見回り、誘引エサやりの自動化システムの開発を推進しています。

(事例) 関係機関の連携により地域一体となった鳥獣被害対策を推進(佐賀県)

佐賀県唐津市玄海町は平成元(1989)年頃からイノシシによる農作物被害に悩まされており、近年では市街地への出没も発生してきました。

野生鳥獣は広域を移動するため、その被害対策には地域一体となった対策が必要です。このため、唐津市と玄海町が協働して、平成20(2008)年に有害鳥獣対策のための協議会を設立し、周辺地域の被害対策を総合的に推進してきました。具体的には、地域内の集落等に対し、被害対策のための研修会や優良事例の普及・啓発活動を実施したほか、狩猟免許不所持者でも捕獲の補助ができる制度を利用した地域ぐるみの捕獲班の形成に取り組みました。

この結果、取組前の平成20(2008)年度と比較して、平成29(2017)年度のイノシシの有害捕獲数は3.1倍に増加し、唐津市と元海町の農作物被害金額は65%減少しました。さらには、自治会や生産組合が協力した独自の対策協議会を設立

する集落が登場するなど、集落等単位の対策も活発になっており、今後の更なる鳥獣被害対策の推進が期待されています。

(2) ジビエ利活用の拡大

(ジビエの利用が拡大)

捕獲した野生鳥獣のジビエ利用は、外食、小売用のほか、学校給食、ペットフード等、様々な分野において拡大しており、令和元(2019)年度のジビエ利用量は、前年度に比べ6.4%増加の2,008tとなり、平成28(2016)年度と比べると57%増加しています。

捕獲頭数全体に占めるジビエ利用頭数割合は、全体では年々増加傾向にあり、令和元(2019)年度は9%になりました。獣種別では、令和元(2019)年度は、シカでは前年度に比べ1ポイント増加し14%となりました。イノシシでは豚熱の発生等もあり前年度より1ポイント減少しました。この理由は、野生イノシシの豚熱の発生及び発生地域の拡大による出荷自粛によるものと考えられます。

農林水産省は、食肉処理施設において処理されたジビエ利用量を令和元(2019)年度の水準から倍増させ、令和7(2025)年度に4千tにする目標を掲げており、目標の達成に向け、全頭搬入、利用可能な個体のフル活用、利用者向け産地情報のネットワーク化、国産ジビエ認証制度の普及、ペットフードへの利活用等に取り組んでいます。さらに、野生イノシシの豚熱感染が確認されている地域では、食肉処理施設におけるシカ利用への転換等を支援するとともに、感染確認地域においても野生イノシシのジビエ利用ができるよう、豚熱陰性イノシシの出荷を可能とするための枠組みを構築しました。

(ジビエの円滑な流通に向け、関係者間の情報共有システムを構築)

ジビエは畜産物とは異なり、外食産業等の需要者が、供給量やトレーサビリティ等の情報を把握できないことや、供給量や品質が安定しないことが流通の阻害要因となることがあるため、令和2(2020)年度から、農林水産省では、ジビエの円滑な流通に向け、捕獲、受入れ、処理加工、販売の各段階の情報を関係者が共有できるシステムの実証を行っており、ジビエ流通量を増加させていくこととしています。

(消費者の安心確保に向け、23施設が国産ジビエ認証を取得)

ジビエの安全性の向上と透明性の確保を通じて、ジビエに対する消費者の安心と信頼を確保するため、農林水産省では、平成30(2018)年に、国産ジビエ認証制度を開始しました。

令和2(2020)年度末時点では、前年度から9施設増加し、23施設が認証を取得しています。認証施設で生産されたジビエ製品には国産ジビエ認証マークが表示されるため、消費者は衛生管理基準を満たし、トレーサビリティが確保されたジビエ製品を選択することが可能となっています。

(需要拡大に向けたプロモーションを展開)

農林水産省は、ジビエの全国的な需要拡大に向けたプロモーションとして、ジビエを提供している飲食店等をポータルサイト「ジビエト」で平成30(2018)年から紹介しています。令和3(2021)年3月時点で約300店舗の情報が紹介されています。

また、令和元(2019)年度に引き続き、令和2(2020)年11月から全国ジビエフェアを実施しました。全国で約1,100店の飲食店等が参加し、ヘルシーでおいしいジビエ料理の素晴らしさを広め、新たな地域食材として注目されるジビエを盛り上げました。

さらに、消費者にとってジビエが購入しやすいものとなるよう、ジビエ商品を専門に取り扱うECサイトを令和2(2020)年7月に開設しました。同サイトには55社の販売店が参加しています。

第6節 農村を支える新たな動きや活力の創出

「田園回帰」による人の流れが全国的に広がりつつある中で、本節では、農村における新たな動きや農村の活力の創出に向けた体制・人材づくり、棚田地域の振興、多面的機能に関する理解の促進等の様々な取組について紹介します。

(1) 地域を支える体制と人材づくり

ア 地域づくりに向けた体制整備の進展

(地域運営組織による地域づくりの取組が進展)

地域課題の解決に取り組む地域運営組織(RMO)は、公共施設の維持管理といった行政の代行事業や地域イベントの運営といった多様な活動を行っており、近年、その形成数は増加しています。

農林水産省は、農林漁業の振興と併せて買物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や、地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体の形成等を支援しています。

また、リーダーの世代交代等に関係なく地域を持続的に支えることができる体制を構築し、地域を維持していくため、中山間地域等直接支払制度における地域の集落戦略作成を推進すること等を通じて、地域運営組織の形成と地域づくりの取組を推進しています。

さらに、令和2(2020)年5月から「新しい農村政策の在り方に関する検討会」において、集落機能の維持・強化に資する地域運営組織への支援等について議論を行っており、令和3(2021)年6月までに取りまとめることとしています。

(事例) 地域運営組織によって地域の課題やニーズに総合的に対応(高知県)

高知県三原村は、人口減少や高齢化により、地域活動の担い手不足、買い物や移動手段といった生活面での不安等の様々な課題に直面しています。このため、平成28(2016)年度に、住民が主体となって、地域運営組織、一般社団法人三原村集落活動センターやまびこ(以下「やまびこ」という。)を設立し、村内の14地区それぞれの課題やニーズに応じ、生活、福祉、産業といった活動に取り組んでいます。

やまびこには活動内容に応じて六つの部署が設置されています。例えば、生産部では、ししとうやブランド米「水源のしずく」の栽培を行っており、店舗部が運営するレストランで提供されているほか、特産品販売促進部によって加工・販売されています。

やまびこの職員は「以前は村民が一体となって話し合う機会が少なく、村の将来に悲観的な声もあったが、やまびこを設立したことで村内14地区の多様な住民が

集まる場が生まれ、質的にも量的にも地域づくりの取組を向上させることができた。住民の意識も前向きになった。」と話しています。今後は、広報誌等による住民への情報発信を続け、更に村民が一体となって活動を継続していく予定です

(地域づくり人材の育成のための仕組みづくりを促進)

地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等に対応するため、農林水産省では令和2(2020)年度において、各地域の実情に応じた地域づくりを行うコーディネーターを育成する研修のカリキュラムを作成したところであり、令和3(2021)年度から主に地方公共団体の職員を対象とした人材研修を開始することとしています。

(人口急減地域特定地域づくり推進法が施行)

人口急減地域特定地域づくり推進法が令和2(2020)年6月に施行されました。これにより、地域人口の急減に直面している地域において、地域の様々な事業者が出資し、地域内外の若者等を雇用する事業協同組合を設立し、都道府県知事の認定を受けた場合に、労働者派遣法の特例や組合の運営等に係る経費について財政上の措置を受けられるようになり、令和2(2020)年度は全国で5市町村が特定地域づくり事業推進交付金の交付対象となりました。地域内で複数の仕事を組み合わせ、年間を通じた雇用を創出することにより、安定的な雇用環境や一定の所得水準の確保が可能となり、地域内外の若者等の定住の増加や地域経済の活性化につながっていくことが期待されています。

イ 関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大 (関係人口の増加に向けた取組を実施)

農村の人口減少の下、地域の社会的・経済的活力を維持するため、これからの地域づくりの担い手として「関係人口」が注目されています。

農林水産省は、長期的な定住人口でも短期的な交流人口でもない、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる「関係人口」の増加に向けて、農山漁村と都市の交流を契機として農山漁村地域に関心を持ってもらうため、平成29(2017)年度以降、農泊に取り組む地域に対して、古民家等を活用した滞在施設の整備や体験・交流プログラムの開発を支援するなど農泊を推進しています。また、平成20(2008)年度から、子供の農山漁村体験の充実のため、体験プログラムの開発や宿泊施設の整備等を支援しているほか、平成27(2015)年度からは、都市住民の農業への理解を醸成するため、体験農園の取組を支援しています。

(事例) 体験を通じた関係人口から実際の移住へ(和歌山県)

和歌山県では、平成30(2018)年度より、移住前の生活のイメージと移住後の生活のミスマッチを防ぐため、地域での「しごと」を体験しながら、ゲストハウスや農家民宿等に滞在し、「くらし」を体験することができる「わかやましごと・くらし体験」事業を実施し、関係人口の創出・拡大に取り組んでいます。

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの間に、県内の130を超える事業者から受入れの登録があり、参加者は最大2泊3日の「起業・就農コース」や最大5泊6日の「就労コース」を通じて、製炭業からIT事業まで様々な業種を体験することができます。

これまでの参加者のうち、実際に移住したのは7人で、その家族も含めると移住者は計15人となります。移住者の中には地域の伝統産業である紀州備長炭の担い手となる者や、地域の様々な取組を紹介するライターとして活動する者等もあり、移住先で多様な活躍を身せています。

「わかやましごと・暮らし体験」事業への参加者は、令和元(2019)年度の25人から、令和2(2020)年度には55人に増加しており、和歌山県は今後更なる関係人口の創出を目指しています。

(三大都市圏における関係人口は1千万人弱)

国土交通省の調査によると、令和2(2020)年9月時点で、三大都市圏都市部の18歳以上の居住者4,678万人のうち、18.4%にあたる861万人が関係人口(訪問系)として、日常生活圏や通勤圏等ではない特定の地域を訪問していると推計されています。また、実際に訪問はしないものの、ふるさと納税やクラウドファンディング、地場産品等の購入、オンラインの活用等による地域との関わりのある関係人口(非訪問系)は123万人いると推計されており、地域との関わり方が多様になっていることがうかがわれます。

(事例) ふるさと納税の返礼に手紙、写真で情報を発信(長野県)

長野県飯田市が導入しているふるさと納税には、平成20(2008)年に開始した「ふるさと飯田応援隊」と平成29(2017)年に開始した「飯田市20地区応援隊」の2種類の仕組みがあります。「ふるさと飯田応援隊」は納税者が飯田市を対象に寄附を行い、返礼品として飯田市の特産品が届けられるものです。一方、「飯田市20地区応援隊」は、飯田市を構成する20地区のうち、応援したい地区を納税者が選択して寄附を行い、その返礼としてお礼の手紙のほか、地区の折々の行事等の案内状や写真を受け取るもので、納税者と地区との関係づくりを目指したものです。

20地区の一つ、飯田市川路地区では、川路まちづくり委員会が20地区応援隊による寄附金を基に、納税者にお礼の手紙のほか、運動会、マルシェ、祭りの開催の案内状や開催時の様子の写真、カレンダー等を発送しています。川路地区には平成30(2018)年度に3件・55万円、令和元(2019)年度には15件・24万円の寄附が集まりました。川路まちづくり委員会では、今後も春、秋の年2回、行事の案内等の情報発信、ふるさと納税への呼びかけを続けることとしています。

川路地区を含む「飯田市20地区応援隊」への寄附は、平成29(2017)年度の9件・29万円から、令和元(2019)年度には51件215万円と増加しており、飯田市は令和3(2021)年度以降も制度を継続する予定です。

(子供の農山漁村体験を推進)

農林水産省を含む関係省庁は、平成20(2008)年度より、子供が農山漁村に宿泊し、農山漁業の体験や自然体験活動等を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しています。

子供の教育にとって、農山漁村での生活体験は、生命と自然を尊重する精神の育成や

環境保全に対する意識の形成、農林漁業の意義の理解等の効果があるとされています。また、子供を受け入れる地域にとっても、地域内外の関係者同士の新たなつながりや住民の活力の創造等の効果が期待されます。

(コラム) 小学生向けに農業について紹介した教材を配布

J Aバンクでは、平成20(2008)年度より、小学校高学年向けに米や野菜等の生育過程や我が国の農業の概要等を紹介した教材本「農業とわたしたちの暮らし」を作成し、全国2万校に130万部を配布しています。

小学校における総合的な学習の時間等の補助教材として利用されており、児童の農業や自然環境等に対する理解を醸成し、農業に関心を持つ次世代の育成に寄与しています。

実際に、児童からも、「これからの農業は後継ぎ不足でどうなるかわからないけど、今自分たちがご飯を食べられるありがたさを習い、そのことを活かすことができたらいいなあと思いました。」といった声が聞かれています。

(地元企業の認知度が高いほど出身市町村への愛着が高く、Uターンを希望)

独立行政法人労働政策研究・研修機構^{ろうどうせいさくけんきゅう けんしゅうきこう}の調査によると、出身市町村への愛着を持っている割合は、高等学校卒業までに地元企業を全く知らなかったとした回答者では51.1%であるのに対し、地元企業をよく知っていたとした回答者では87.1%と高くなっています。また、出身市町村へのUターン希望の割合についても、高等学校卒業までに地元企業を全く知らなかったとした回答者では32.5%であるのに対し、地元企業をよく知っていたとした回答者では63.8%と高くなっています。このように、高校時代までの地元企業への認知度が、出身地への愛着につながり、Uターン希望を喚起する可能性がうかがえます。

ウ 多様な人材の活躍による地域課題の解決

(地域おこし協力隊員が全国で活躍)

平成21(2009)年度に総務省が開始した「地域おこし協力隊」の取組により、都市部から住民票を移した地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)の定住・定着を図る取組が進められています。

隊員は、地方公共団体から委嘱され、地場産品の開発・販売や農林水産業の支援等の「地域協力活動」に従事することで、地域に定住するための準備等を行うことができます。隊員の地域協活力動を通して、受入地域や地方公共団体は、斬新な発想や新たな技術を持った人材を活用できるようになります。令和2(2020)年度末時点で、全国1,065の地方公共団体で5,556人の隊員が受け入れられています。

令和元(2019)年度末までに任期を終了した隊員の数は延べ6,525人となっており、このうち20代が30.7%、30代が39.8%を占めています。また、任期を終了した隊員の半分に当たる3,310人は受入地域と同一市町村内に定住し、古民家カフェの起業や地域づくり・まちづくり支援業への就業、農業法人への就職等を通じて引き続き地域で活躍しています。

(2) 農村の魅力の発信

(棚田地域振興法に基づく棚田地域の振興を推進)

棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。しかし、地形的条件の厳しさのため、その保全には多大なコストが必要であり、地域の高齢化等が進展する中、荒廃の危機に直面している棚田も見られます。

このような背景の下、令和元(2019)年8月、棚田地域振興法が施行され、市町村や都道府県、農業者、地域住民等の多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取組を、関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築されました。

令和2(2020)年度には、同法に基づき累計629地域を指定棚田地域に指定するとともに、指定棚田地域において地域協議会が作成した累計102計画の指定棚田地域振興活動計画を認定しました。認定された活動計画に基づき地域協議会が行う棚田の保全と地域振興の取組を、関係府省庁で連携して支援しています。

(棚田カードの作成等を通じた棚田の魅力発信)

農林水産省では、棚田地域を盛り上げ、棚田保全の取組の一助となるよう、都道府県に呼びかけ、平成30(2018)年度に棚田カードプロジェクトチームを立ち上げました。本チームでは、「棚田に恋」をキャッチコピーに、棚田に関心を持ってもらい棚田を訪れるきっかけになるよう棚田カードを作成しており、令和2(2020)年7月には第2弾となる棚田カードの配布を開始するなど、108地区の棚田が参加する取組となっています。また、令和2(2020)年度には、「棚田コン」と表して佐賀県玄海町^{げんかいちょう}の浜野浦^{はまのうら}の棚田を舞台としたオンライン婚活イベントを開催したほか、「棚田で輝くおばあちゃん」を「棚田ばあ」としてスポットライトを当てた作文・フォトコンテストを開催しました。

(3) 多面的機能に関する国民の理解の促進等

(日本農業遺産、世界かんがい施設遺産の認定が増加)

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業システムをFAO(国際連合食糧農業機関)が認定する制度であり、令和2(2020)年度末時点で、我が国では11地域が認定されています。

日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度であり、令和2(2020)年度には新たに7地域が認定され、認定地域は22地域となりました。

また、世界かんがい施設遺産は、歴史的・社会的・技術的価値を有し、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に貢献してきたかんがい施設をICID(国際かんがい排水委員会)が認定する制度で、令和2(2020)年度には我が国で新たに3施設が認定され、認定施設は42施設となりました。

認定された農業遺産や世界かんがい施設遺産を将来にわたって継承していくため、各認定地域や認定施設では、認定を契機として、観光客の誘致活動や教育活動、農産物のブランド化等が行われています。

農林水産省では、農業遺産認定地域における取組の効果をより大きくするため、令和2(2020)年度にプロモーション動画を作成し、首都圏の電車内や全国4駅の構内におい

て紹介したほか、11月には民間事業者が開催するオンラインイベントに出展を行うなど、制度に対する国民の理解と認知度の向上に取り組んでいます。

(多面的機能の普及・啓発と調査研究の推進)

農業が有する国土保全・水源涵養・景観保全等の多面的機能について国民の理解を促進するため、これらの機能を分かりやすく解説したパンフレットを作成し、令和2(2020)年度は、学校や地方自治体等に約2万8千部配布し普及・啓発に取り組んでいます。また、平成13(2001)年11月の日本学術会議の答申によれば、多面的機能には機能回復リハビリテーションの機能もあることから、令和3(2021)年3月に農業者と非農業者の後期高齢者の医療費について試行的な調査を実施したところ、農業者は非農業者に比べて医療費が1人当たり年間8.6万円少ないことが分かりました。

(「ディスカバー農山漁村の宝」に28地区と4人を選定)

農林水産省と内閣官房は、平成26(2014)年度から、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことで地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村の宝」として選定し、農村への国民の理解の促進や優良事例の横展開等に取り組んでいます。第7回目となる令和2(2020)年度は全国の28地区と4人を選定しました。選定を機に更なる地域の活性化や所得向上が期待されます。

(4) 関係府省で連携した仕組みづくり

(農山漁村地域づくりホットラインを開設)

農林水産省は、令和2(2020)年12月に、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等を対象に相談を受け付け、取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設しました。

「農山漁村地域づくりホットライン」は、食料・農業・農村基本計画に基づく「しごと」、「暮らし」、「活力」の三つの柱からなる農村振興を推進する仕組みの一つとして、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決に取り組んでいます。